

2004年5月、消費者保護基本法を改正して制定された消費者基本法に「消費者の権利」が明記されてから早10年余が経つ。同法2条1項では、消費者の安全や選択機会の確保、情報や消費者教育へのアクセス、意見の反映、被害の救済などが「消費者の権利」として規定された。これにより消費者は単なる「保護の対象」ではなく、「権利の主体」と位置付けられ、消費者政策は、その基本的考え方を大きく転換するこ

## 「消費者の権利」第2幕

たものであって、これにより直ちに消費者・事業者間に個別具体的な権利・義務関係が生じるものではないと解されている。法的権利とは一線を画した、いわば理念的権利だと言われる。法律論的にはそうかもしれないが、消費者基本法の枠組みの下にある個別の消費者法と合わせてみると、今日、その様相はだいぶ変わってきたといえよう。

「安全の権利」については、製品の欠陥により消費者が被害を受けた場合の民事責任を定める製造物責任法が1994年に制定され、これまでに400件を超える裁判例が蓄積されている。消費者安全法等の制定・改

正により、情報その他の面から安全を確保する仕組みも整備されてきた。「知らされる権利」「選ぶ権利」については、2000年に制定された消費者契約法が、あらゆる消費者契約に関し、事業者による適切な情報提供を求めつつ、一定の場合に消費者の取消権や不当な契約条項の無効を定めている。

不当表示を禁止する景品表示法は、食材偽装事件の頻発等を受けて、昨年2回にわたり強化改正された。「消費者教育を受ける権利」も2012年に制定さ

れた消費者教育推進法により、プライオリティが格段に高まり、学校、地域などの場で消費者教育が強力に展開されるようになってきた。また「被害救済の権利」を実効性あるものとするために、2006年の消費者契約法改正により消費者団体訴訟制度が導入されるとともに、2013年12月には消費者被害を集団的に回復するための裁判手続特例法が制定され、来年中には施行の運びとなっている。こうみてくると、この20年ほどの間に、消費者の権利を裏付ける個別の消費者法が相当程度積み上げられてきた。特に消費者庁が設置された2009年以降は、重要な消費者法が毎年制定・改正され、今や消費者法は旬の法分野と言ってもよい。こうした広範囲にわたる法整備により、消費者の権利は実質的に法的権利に近づいてきたといえよう。

# 理念から実効性ある 法的権利へ

ととなった。

しかし、この消費者の権利については、一般に消費者として確保されるべきことを理念的・宣言的に示し



名古屋経済大学教授  
消費者問題研究所長  
田口 義明

たぐち よしあき  
消費者政策・消費者法  
東京大学法学部卒。内閣府、国民生活センターなどを経て現職。1951年生まれ。

米国のケネディ大統領が約半世紀前に世界で初めて消費者の権利を宣言した特別教書には、消費者の権利を実現することは政府の責任であり、その責任を果たすために立法及び行政措置をとることが必要と記されている。消費者の権利論の肝はまさにここにある。消費者の権利は、個別の消費者法や政策を大きく前に進める推進力（エンジン）であり、いまやその第2幕、法的権利としての実効性を確保する戦いへと主戦場が移ってきたといえよう。

